

議案第14号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(運営権者による運営等の基準)

第16条 略

2 運営権者は、前項の運営等に必要であるときは、第4条第2項の規定にかかわらず、知事の承認を得て対象発電施設の最大出力を変更することができる。

(運営権者による運営等の基準)

第16条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。